

○上牧町総合計画等審議会規則

令和2年3月30日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、上牧町附属機関設置条例（令和2年3月条例第1号）第3条の規定に基づき、上牧町総合計画等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員26名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般公募町民
- (3) 町議会議員
- (4) 町内各種団体の代表
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、上牧町総合計画、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び上牧町人口ビジョン（以下「総合計画等」という。）に関する町長の諮問事項に係る答申が終了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第6条 審議会は、総合計画等に関する諮問事項を専門的に審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 町長の諮問により最初に招集される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (令和3年3月規則第9号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。